

金融商品取引法の施行日、 9月30日に確定

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ - 61

【要約】

2007年8月3日、政府は「証券取引法等の一部を改正する法律の施行日を定める政令」を公布した。

これによって、正式に金融商品取引法の施行日が2007年9月30日に確定することとなった。

併せて、金融商品取引法の細目を定める政令も公布された。それ以外の内閣府令についても、来週以降、順次公布することが予定されている。

金融商品取引法の施行日、9月30日に確定

2007年8月3日、政府は「証券取引法等の一部を改正する法律の施行日を定める政令」を公布した¹。

金融商品取引法の施行日については、既に7月31日に金融庁が、「2007年9月30日（日）とする予定」と発表していた²。今回、政令が公布されたことによって、施行日が正式に「2007年9月30日」と確定したこととなる。

今回、公表された政令を列挙すると次の通りである。

証券取引法等の一部を改正する法律の施行日を定める政令
証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

これ以外の内閣府令についても、来週（8月6日）以降、順次公布される予定である³。

なお、金融商品取引法は、昨年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」に基づいて、従来の証券取引法の改正という形で段階的に実施されてきている。

実施の大まかな流れを示すと次の通りである。

¹ 2007年8月3日付官報号外171号に掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070731-7.html>）に掲載されている。

³ なお、公布される予定の内閣府令の内容については、既に金融庁がウェブサイト（同前）上に公表している。

法律名	内容	施行日
1. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	証券取引等監視委員会の権限強化 「見せ玉」規制強化 相場操縦などに対する罰則強化	2006年7月4日
2. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	T O B 制度の見直し	2006年12月13日
	大量保有報告制度の見直し 重要提案行為等関連	同上
	特例報告の頻度（原則3ヶ月ごと 原則2週間ごと）など	2007年1月1日
	EDINET 提出義務化	2007年4月1日
3. 証券取引法 金融商品取引法に名称変更	金融商品取引法に全面改正（投資者保護のための横断的法制の整備） 取引所における自主規制機能の独立性確保など	2007年9月30日
	開示制度の拡充 - 内部統制報告書の導入 - 四半期報告制度の整備 など	同上（ただし、適用は2008年4月1日以後開始事業年度から）

（出所）大和総研制度調査部作成